

## 分科会における検討（中間報告）

## 分科会における検討（中間報告） 目次

### 〔第1分科会〕

- 刑の全部の執行猶予制度の在り方（中間報告） ..... 1 頁
- 自由刑の在り方（中間報告） ..... 2 頁
- 社会内処遇に必要な期間の確保（中間報告） ..... 3 頁
- 若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実（中間報告） ..... 4 頁

### 〔第2分科会〕

- 宣告猶予制度（中間報告） ..... 5 頁
- 罰金の保護観察付き執行猶予の活用（中間報告） ..... 6 頁
- 若年者に対する新たな処分（中間報告） ..... 7 頁

### 〔第3分科会〕

- 起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方（中間報告） ..... 8 頁
- 保護観察・社会復帰支援施策の充実（中間報告） ..... 9 頁
- 社会内処遇における新たな措置の導入（中間報告） ..... 10 頁
- 施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方（中間報告） ..... 11 頁

## 刑の全部の執行猶予制度の在り方（中間報告）

### 1 検討に当たったの観点

刑の全部の執行猶予制度の在り方については、保護観察付き執行猶予を活用して社会内処遇の充実を図るといった観点から検討してはどうかとの意見や、社会内処遇によって改善更生を図ることと、執行猶予の取消し等の心理的強制による再犯防止の担保機能を確保することとのバランスという観点が必要であるとの意見があった。

### 2 考えられる制度の概要

#### 保護観察付き執行猶予中の再犯についての執行猶予

保護観察付き執行猶予を活用して社会内処遇を充実させるため、保護観察付き執行猶予中の再犯について再度の執行猶予を言い渡し得るものとするのが考えられることに異論はなかった。再度の執行猶予を言い渡し得る回数については、現行法上 1 回とされている趣旨を踏まえた検討が必要ではないかとの指摘があった。

#### 再度の執行猶予を言い渡し得る刑期

保護観察付き執行猶予の活用を図るとの観点から、適切な処遇選択を一層可能とするため、再度の執行猶予を言い渡し得る刑期の上限を現行法上の 1 年から引き上げることが考えられるとの意見があった。また、そのような刑期の上限を引き上げるか否かについては、現行法上 1 年とされている趣旨が現在の犯罪情勢又は量刑事情においても妥当するか否かの検討が必要ではないかとの意見があり、これを踏まえ、現在の量刑事情を基にすれば 2 年とすることの説明は可能であるところ、更に 3 年とするにはその必要性等について検討が必要であるとの意見があった。

#### 執行猶予を取り消すための要件の緩和

遵守事項違反があっても「情状が重いとき」（刑法第 26 条の 2 第 2 号）でなければ執行猶予が取り消されず、保護観察の効果的な実施に困難が生じているのであれば、執行猶予の取消しの要件を緩和することが考えられるとの意見があったほか、この検討に併せて、保護観察期間を猶予期間よりも短期間にし得る制度等についても検討してはどうかとの意見もあった。

#### 猶予期間経過後の執行猶予の取消し

猶予期間中に更に罪を犯した場合に裁判の確定時期によっては執行猶予が取り消せなくなるという事態を解消するため、猶予期間経過後でも、猶予期間中の公訴提起を条件として執行猶予を取り消し得るものとするのが考えられるとの意見があり、この点については、猶予期間中の公訴提起を条件とすることについて理論的な検討が必要であるとの指摘があった。そして、保護観察付き執行猶予を猶予期間経過後に取り消した場合には、経過した猶予期間分を考慮して早期に仮釈放を認めるものとするのが考えられるのではないかとの意見もあった。

#### 資格制限の排除

社会復帰の促進という観点からは、執行猶予判決を宣告する際に資格制限の排除を言い渡し得るものとするのが考えられるとの意見があり、この点については、行政官庁と裁判所との権限配分との関係や、資格制限が個別法の目的・趣旨から定められていることとの関係を検討する必要があるのではないかとの指摘があった。

## 自由刑の在り方（中間報告）

## 1 自由刑の単一化

かつては、破廉恥犯か否かという犯罪に対する国の評価に応じて、懲役刑と禁錮刑とを典型的に区別していたとされるが、現在では、このような区別は重要とはいえないこと、いわゆる政治犯や過失犯に対する刑罰として禁錮刑を存置させる合理的理由はないこと、禁錮受刑者の多くが自ら申し出て作業を行っている現状では、あえて禁錮刑を存置する実益に乏しく、特別予防の観点からも、刑事施設内で受刑者の特性に応じた処遇を行うことが重要であり、破廉恥犯か否かという評価の違いは重要ではないことなどを理由に、自由刑を単一化する方向で検討すべきであるとの意見があった。また、刑務作業を懲らしめや罰ではなく処遇の一環として捉えるならば、懲役刑と禁錮刑を併存させておく必要はないとの意見もあった。

## 2 自由刑を単一化とした場合の処遇内容等

作業及び各種指導の意義について、作業は、規則正しい勤労生活を維持させ、社会生活に適應する能力の育成を図り、勤労意欲を高め、職業上有用な知識や技能を習得させるなどの機能があり、各種指導も、様々なプログラムが開発され、実績を積み重ねていることなどから、いずれも、改善更生・社会復帰を図る上で重要な処遇方法であることに異論はなかった。

作業及び各種指導の義務付けについて、受刑者の再犯防止及び改善更生は、刑罰の目的であり、社会全体の利益でもあるところ、その実現のために重要な役割を果たしている作業及び指導を受刑者に義務付けるべきであるとの意見があった。義務付けの内容については、作業と指導を大きな処遇という観点で見て、受刑者の特性に応じた適切な処遇を行うべきところ、指導が不要である者は想定しづらいが、作業については、教育等を十全に行うべき若年者等や、作業が適さない高齢者等には、作業を大幅に減らしたり、させない余地を残すことも検討すべきであるとの意見があった。作業及び指導の義務付けの在り方は、本人の改善更生・社会復帰に資するかを考慮して決めるべきであるとの意見もあった。

これらの義務の履行を担保する方法については、義務の履行を拒否する者を放置することは好ましくないので、そのような場合に懲罰を科すことがやむを得ないこともあるとの意見があったほか、懲罰だけでなく、受刑者が自主的に指導を受けるように促す方策も必要ではないかとの意見があった。

このほか、作業を必須とせず指導を行い得るようにすると、結果として、作業の割合が減少し、作業報奨金の額が少なくなることが考えられるので、受刑者が出所した際に当面の生活に困ることのないようにする方策が必要ではないかとの意見があった。

## 社会内処遇に必要な期間の確保（中間報告）

## 1 保護観察付き刑の一部の執行猶予制度

平成28年6月に開始された刑の一部の執行猶予制度を若年者について活用すること、さらに、同制度の対象を拡大することなどが考えられるものの、同制度はまだ開始されたばかりであり、運用の実績を踏まえて検討する必要があるとの意見があった。

## 2 仮釈放制度

現在の運用における仮釈放の期間が社会内処遇に必要な期間として短すぎるかどうかは、その間にどのような処遇を行い、どのような効果が期待できるのかということ踏まえて検討する必要があるとの意見があった。

## 仮釈放制度の積極的活用

仮釈放制度は刑事政策的意義が大きく、積極的活用を図ることができるが、他方、社会内処遇の期間を確保するという観点のみから早期の仮釈放を認めていくことには困難な面もあるのではないかととの意見があった。また、仮釈放とならない満期釈放者は、仮釈放が認められにくい相応の理由があり、仮釈放の活用によって対処することが難しい場合もあるのではないかととの意見があった。

## 仮釈放の期間についての考試期間主義

仮釈放の期間を残刑期間とするのではなく、再犯の危険性を標準として仮釈放の期間を定める考試期間主義を採用することについては、社会内処遇の期間を確保することが可能となり得るものの、刑法の責任主義との関係をどのように考えるか、事後的に刑を不利益に変更することにならないかとの理論的課題があるとの指摘があった。

この点については、裁判所が判断する仕組みとすることが考えられるとの意見があったが、受刑者の改善更生の状況や再犯の危険性についての判断は、責任主義の観点から犯罪に見合った刑罰を科すという現在裁判所が行っている判断とは相当異なるのではないかととの意見や、裁判所が判決後に生じた事情を考慮して刑の変更を行う場合の手続はどうあるべきか、刑を事後的に加重することにならないか、当事者による攻防が尽くされて確定した裁判・刑を変更することに理論上又は実務上の問題はないかなどの課題があるとの指摘があるとともに、現行制度の大きな変更となることから、実務への影響やメリット・デメリット等を検討する必要があるとの意見があった。

また、仮釈放の期間が一定の法定期間に満たない場合には、仮釈放の期間を当該期間とする制度とすれば、行政機関が事後的に刑を変更することになるという課題には対処できると考えられるが、ニーズや現在の運用を踏まえて議論する必要があるとの意見があった。

このほか、仮釈放とは別に、刑の執行中に、裁判所の判断により残刑の執行を猶予し、残刑の期間に限られず社会内処遇の期間を確保する制度を検討してはどうかとの意見があった。

**若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，  
少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実（中間報告）****1 若年受刑者に対する処遇原則の明確化**

若年受刑者は，可塑性に富むことから，改善更生のためにその特性に応じた処遇を更に充実させることが重要であるので，若年受刑者の特性に応じた処遇内容の充実を図るため，若年受刑者の処遇原則を刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定し，若年受刑者に対してこういう処遇を行うということなどを法律上明確にすることが考えられるとの意見があった。

また，若年であること以外の特性，例えば，高齢であること，障害の有無等に応じた処遇についての処遇原則を設けることの適否も検討することが考えられるのではないかと意見があった。

**2 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲**

少年院は青少年期の者に対する処遇のノウハウを有しており，少年を対象とした指導プログラム，修学支援，就労支援などの実績もあることから，少年院における処遇内容や成功例を参考として，少年刑務所等の刑事施設における処遇内容について，より一層の充実が図られるべきではないかと意見があった。また，現在少年院で行われているような教育的な処遇が有用である場合には，刑事施設においても同様の処遇を行うことが考えられるのではないかと，現在刑事施設において実施されている少年受刑者に対する処遇を，若年受刑者に拡大して実施することが考えられるのではないかと意見があった。

さらに，若年受刑者に対する処遇内容を充実させるため，現在の16歳未満の少年受刑者を対象とした少年院で刑の執行をする制度を参考とし，若年受刑者の有する問題性や処遇効果を踏まえ，一定の年齢の成人受刑者を含めて少年院で受刑する制度を導入することが考えられるのではないかと意見があった。これに対し，平成12年の少年法改正経緯等も踏まえつつ，受刑者を少年院で処遇することの当否等を検討する必要があるとの指摘のほか，16歳未満を対象とした現行制度は，義務教育年齢であることに鑑みて設けられたものである上，受刑者と保護処分対象者を混在させるべきではないこと，成人に対し少年に対する保護処分と全く同じような処遇を行うのは過度の介入となり得ることなどから，少年院で受刑する制度を拡大することは問題があり，むしろ刑事施設で少年院のような教育的な処遇を行えるようにすることで対処できるのではないかと意見があった。

**3 若年受刑者に対する処遇調査の充実**

個人の特性に応じた適切な処遇を実施し，受刑者の改善更生を図るためには，若年受刑者に対する処遇調査をより一層充実させることが考えられ，具体的には，高度の専門的知識及び技術を活用して調査を行うために各矯正管区ごとに指定された調査センター施設による精密な処遇調査の対象者を拡大すること，少年鑑別所における鑑別を参考にしつつ，処遇調査の内容を充実させること等が考えられるのではないかと意見があった。

## 宣告猶予制度（中間報告）

### 1 宣告猶予制度の要否

我が国には起訴猶予制度及び刑の執行猶予制度が存在し、これらは機能していると考えられるところ、処遇の充実の観点から、これらの制度に加え更に宣告猶予制度を導入する必要性があるかとの検討課題が示された。

### 2 考えられる制度概要案の作成に向けた検討課題

#### 制度の基本的枠組み

法制審議会刑事法特別部会改正刑法草案（以下「部会案」という。）のほか、現在は起訴猶予や罰金刑となっている者を対象とし、判決の宣告又は刑の宣告を猶予する仕組みや、裁判所が実刑か執行猶予か迷うような場合に、刑の宣告を猶予し、宣告猶予中の行状を考慮して量刑を決める仕組みなどが考えられるとする意見が出された。

このうち、部会案については、起訴猶予や執行猶予を活用すれば足りるのではないかと、の仕組みについては、起訴猶予で済む者に起訴される負担を負わせることは適当かと、の仕組みについては、実刑か執行猶予かを決めるために一定期間の行状を考慮する必要がある事案は現行の量刑判断の在り方からすれば限定的であり、必要性に疑問があるなどの問題提起がなされた。

また、いずれの仕組みであっても、刑の量定に宣告猶予中の行状を考慮することについては、再犯等の悪行状を考慮するため宣告猶予時より重い刑が宣告されることにならないかと、我が国の刑事裁判において事実認定手続と量刑手続とが一体のものとされていること及び行為責任を基本とした量刑判断が行われていることと整合的な制度を構築できるかなどの問題提起がなされた。

さらに、裁判所が関与して早期の社会内処遇を可能とする制度として、簡略な手続を設けることも考えられるとの意見が出された。

#### 対象者

再犯防止の重要性という観点から早期の社会内処遇が必要な者として、薬物犯罪者、犯罪を繰り返す高齢の累犯者等を対象とすることも考えられるとの意見があったのに対し、そのような者については、施設内又は社会内で改善指導を受け得るにもかかわらず宣告を猶予して社会内処遇に付す方が有効といえる事情があるか疑問であるとの意見があった。

#### その他

具体的な各要件、他の制度との関係等について検討課題が示されたほか、家庭裁判所調査官の活用を検討すべきではないかとの意見があった。

### 3 少年鑑別所の調査機能の活用

対象者、調査時期・事項、手続、記録の取扱い等の検討課題が示された。

## 罰金の保護観察付き執行猶予の活用（中間報告）

### 1 罰金の保護観察付き執行猶予に適すると考えられる事案の存否

活用に適する事案として、罰金刑が相当である若年者による比較的軽微な事案のうち、保護観察に服させて犯罪に至る問題の解決を図ることができる事案、罰金刑を執行したとしても実親等がその支払いを負担し、本人には感銘力が乏しいような事案が考えられるとの意見、刑事政策的観点からも、対象者の改善更生のための積極的な処遇手段として罰金の保護観察付き執行猶予を活用することは正当化されるとの意見があった。

また、資力に乏しい者については、直ちに罰金刑が執行されることによる労役場留置を回避することができるという意義があり、この観点から適する事案があり得るのではないかとの意見があった。

### 2 現在の運用において罰金の保護観察付き執行猶予が活用されていない理由

現在の実務上、罰金について保護観察付き執行猶予を活用しようという発想がなかったこと、罰金事案の多くが略式手続によって行われているところ、その中で検討する契機がなかったことが要因ではないかとの意見があり、また、自由刑よりも軽い罰金刑に執行猶予を付すと感銘力に欠けると考えられていたのではないかとの意見、罰金刑に執行猶予だけでなく保護観察が付されるとかえって負担が重くなるとの感覚があるのではないかとの意見があった。

### 3 罰金の保護観察付き執行猶予の活用に向けた検討課題

#### 活用のための具体的な方策

事案に応じて保護観察官の知見を活用することが有用ではないかとの意見、自由刑の執行猶予に比べると保護観察に服する心理的強制力が低い場合がある点に留意する必要があるとの意見、裁判所が活用に適する事案を判断するのに必要な資料を提供できるようにする必要があるとの意見、対象となる被疑者・被告人の改善更生の意思を考慮する必要があるが、保護観察が刑の付随処分であることから、改善更生の意思の有無だけでなく、事案ごとに保護観察の必要性・有用性・実効性等を十分考慮して検討すべきであるとの意見があった。

#### 略式手続での活用の適否

大半の自白事件が処理されている略式手続において活用することが必要であり、検察官が必要な資料を裁判所に提出することや、略式請求前の段階で、被疑者に対して保護観察の意義等を十分説明するなどの運用上の工夫をすることが考えられるとの意見があった。この点について、書面審理で行われる略式手続では保護観察の要否は適切に判断できないとの意見があったのに対し、略式手続が簡易・迅速な事件処理を図るための制度であることに鑑み、罰金の保護観察付き執行猶予相当事案は、略式請求ではなく公判請求をするということも考えられるが、そのこと自体が適切かといった観点からも検討する必要があるとの意見があった。

## 若年者に対する新たな処分（中間報告）

### 1 目的

少年法の「少年」の上限年齢が18歳未満に引き下げられ、18歳及び19歳の者が保護処分の対象から外れることとなった場合、比較的軽微な罪を犯した者に対し改善更生に必要な処遇・働き掛けが行われなくなるとの懸念があることから、それらの者に対し改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを可能にするということが「若年者に対する新たな処分」（以下「本処分」という。）を設けることを検討する目的と考えられるとの意見があり、これに異論はなかった。

### 2 処分の正当化根拠及び法的性質

本処分を保護原理（パターンリズム）により正当化することはできないとの意見があり、これに異論はなかった。

本処分は、対象者の改善更生を目的として、対象者が罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度で、要保護性に応じて処分を行うものとするのが考えられるとの意見があった。

### 3 対象者

本処分を設けることを検討する目的を踏まえると、その対象者は、比較的軽微な罪を犯し、刑罰が科されず処遇が行われなかったこととなるものの改善更生のためには処遇や働き掛けを要する18歳及び19歳の者とするのが考えられるとの意見があった。

### 4 処分及び手続の基本的枠組み

#### 少年院送致に準ずる処分に関する検討課題

本処分が比較的軽微な罪を犯した者を対象とし、行為責任を上限とする処分であるとする、少年院送致に準ずる処分を設けるか否かの検討に当たっては、そのような施設収容処分に付され得る者は、非常に少ないか、ほとんどいないと考えられること、収容期間が責任に応じた上限のある短期のものになるため、現行の少年院送致処分と比べて処遇効果を期待し難いと思われること等を考慮する必要があるとの意見があった。

#### 保護観察に準ずる処分に関する検討課題

本処分が比較的軽微な罪を犯した者を対象とする処分であることを前提に、保護観察に準ずる処分に付された者が遵守事項に違反した場合にいかなる措置を採り得ることとするかが検討課題であるとの意見があった。

#### 手続に関する検討課題

手続の基本的枠組については、判断事項ごとにそれを判断するのにふさわしい判断主体とすることが必要であるとの意見があったほか、検察官又は弁護士・付添人の関与の在り方、犯罪被害者の権利利益に関する手続の在り方、家庭裁判所調査官及び少年鑑別所の調査機能の活用方法、不服申立て手続の在り方、公開の要否、事件記録の取扱い等が検討課題として示された。

## 起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方（中間報告）

### 1 現在行われている取組の現状及び問題点

現在，検察庁においては，いわゆる「入口支援」として，起訴猶予となる被疑者について，福祉事務所等と調整の上，福祉的支援につなげるほか，保護観察所と連携して，起訴猶予処分前から更生緊急保護の事前調整を行う等の取組が行われているところ，これらの取組について，明示的規定がないこと，更生緊急保護の対象には起訴猶予処分前の者が含まれていないこと，改善更生のために一定の働き掛けが必要な者に対して一定の事項を課した上で指導等を行う仕組みがないこと等について課題があるという意見があった。

### 2 現在の問題点を解決するための方策として考え得る事項及び検討課題

#### 基本的枠組みについて

#### ア 「入口支援」の取組の推進

「入口支援」の主な取組として行われている福祉的支援が必要な者にこれを行う取組を進めることについては異論はなかった。このほか，若年者の問題性への対応という観点から，就労支援や家庭環境・交友関係を中心とする生活環境調整を行えるようにし，必要に応じて明示的規定を整備するべきであるとの意見があった。

また，更生緊急保護について，その対象範囲を拡大し，在宅事件の被疑者についてもその対象とすべきではないかとの意見があったほか，起訴猶予処分前から生活環境の調整を行うことの明示的規定の整備が必要であるとの意見があった。

#### イ 働き掛けを行う仕組みの導入

犯した罪が軽微で起訴猶予相当であっても，改善更生のために働き掛けが必要な者については，検察官が一般的に守るべき事項や犯行の特性に応じて守るべき事項などの事項を設定し，一定期間，指導・監督を行う仕組みを採ることが考えられるとの意見があった。これに対して，検察官限りの判断でこのような措置を行う仕組みは適当ではないのではないか，検察官が起訴猶予の条件として指導を行うことになると，指導に従うことが事実上強制されることにならないかとの意見があった。

この仕組みについて，守るべき事項を設定したとしても，被疑者にこれを遵守する法的義務が生じるものではなく，被疑者の同意が法的に要請されるのかの検討が必要であるとの指摘や，理論上は被疑者の同意を要しないとも考えられるが，働き掛けの実効性を確保するという観点から，同意を必要とする仕組みとすることが望ましいのではないかとの意見があった。また，被疑者の意思疎通能力によっては説明等に困難が伴うのではないかとの検討課題が示された。

#### 少年鑑別所の調査機能の活用について

起訴猶予等に伴う再犯防止措置に関して少年鑑別所の調査機能を活用することを検討するに当たり，調査すべき内容やその結果の活用方法等が検討課題として示された。

## 保護観察・社会復帰支援施策の充実（中間報告）

## 1 現在行われている取組の現状及び問題点

現在の保護観察について、専門的処遇プログラムが薬物事犯者等を対象にした高度に体系化されたものに限定されていること、犯罪被害者等の視点に立った処遇が十分ではないこと、仮解除の活用が低調であること、自立準備ホームについて法律上の明文がないこと、更生保護施設への通所形式による処遇について法律上端的な位置付けがないこと等について課題があるとの意見があった。

## 2 現在の問題点を解決するための方策として考え得る事項及び検討課題

保護観察・社会復帰支援施策の充実に向けた方策について

## ア 問題性を改善するための指導の充実

再犯リスクや効果的な処遇内容等をアセスメントするツールや、様々な罪種等の犯罪者に効果的な処遇手法を開発・整備すべきとの意見があった。また、高度に体系化されたものでなくとも、ガイドライン化された処遇方法を特別遵守事項として設定することができるようにすべきとの意見があったのに対して、遵守事項の不遵守は不良措置に結び付くためその内容は慎重に検討すべきとの意見があった。

## イ より犯罪被害者等の視点に立った処遇の充実

被害者の損害回復に努めること等を特別遵守事項として設定することができるようにするか、それが更生保護法下で難しいようであれば、具体的な賠償計画を立ててそれを実行することを生活行動指針で定め、同指針に即して指導することについての運用上の規律を設けるべきではないかとの意見があった。

## ウ 良好措置の在り方

執行猶予者の保護観察の仮解除について、手続を簡素化し活用しやすくすることを求める保護観察の現場の意見があることや、現行法で地方更生保護委員会を判断主体としていることに特筆すべき理由はないことなどから、判断主体を保護観察所長に変更して活用を促進すべきとの意見があった。

また、解除の方が仮解除よりも本人への感銘力が強いこと等から、仮解除とは別に裁判所等の関与による本解除の導入を検討すべきとの意見があった。

## 民間施設等の処遇体制の整備について

保護観察の指導監督的側面について、一定の処遇のための指導監督を委託することができる旨の規定を設けるなどして、体制が整った更生保護施設でこれを実施することができるようにすべきとの意見があったのに対して、同施設で指導監督を実施することは、従前補導援護等に取り組んでいた同施設の性格を変えることから慎重に検討すべきとの意見があった。

また、更生保護施設への通所形式による処遇、自立準備ホームでの処遇に関し、更生保護事業として明確に位置付けることで活動を促進するとともに処遇水準を確保すべきとの意見、その際、かえって受皿が減ることがないように留意しつつ要件を検討すべきとの意見があった。

## 少年鑑別所の調査機能の活用について

保護観察付き全部執行猶予の言渡しを受けた者について、保護観察官が処遇の方針を策定するための調査を行うに当たり、少年鑑別所の調査機能を活用すべきとの意見があった。

## 社会内処遇における新たな措置の導入（中間報告）

### 1 現在行われている取組の現状及び問題点

現在，保護観察の特別遵守事項に設定し得る内容が更生保護法上限定されており，民間支援団体等が行うプログラム等を活用することが困難であること，被害者の心情伝達等の制度がそれを活用するため十分なものではないこと等について課題があるとの意見があった。

### 2 現在の問題点を解決するための方策として考え得る事項及び検討課題

社会内処遇において必要と考えられる措置(新たな措置)の内容について

#### ア 講習等を実施する民間施設等への通所・受講

更生保護施設が行う処遇プログラム受講のほか，自助グループ等への参加，回復プログラム等を実施する施設への通所等を特別遵守事項として設定することができるようにすべきではないかとの意見があった。

#### イ 更生保護施設等への宿泊及び指導

更生保護施設に宿泊して指導を受けること，通所指導を受ける施設とは異なる特定の施設に宿泊することを特別遵守事項として設定することができるようにすべきではないかとの意見や，これと施設からの夜間の外出禁止を組み合わせることにより濃密な指導を行うことも考えられるとの意見があったのに対して，自由の制約が強い遵守事項については慎重な検討が必要であるとともに，保護観察対象者の法的地位の違いに留意すべきとの意見があった。

#### ウ 少年鑑別所等への収容

遵守事項違反があった場合に，第一次的には特別遵守事項の追加や変更で対応することとした上で，それでも限界があるときには，少年鑑別所や少年院に数週間程度収容し，調査や教育等を行う制度について，その法的位置付けや実務上対応可能であるか等を検討しつつ導入を検討すべきとの意見があった。

#### エ 犯罪被害者の視点等を踏まえた特別遵守事項

被害者との接触禁止のための立入禁止等の特別遵守事項について，更に拡大する必要がないかを検討すべきとの意見があった。

#### オ 刑の執行初期段階における被害者等心情伝達制度等の創設

刑の執行初期段階において，被害者から心情や意見を聴取し，それを踏まえた矯正処遇を行い，その処遇結果等が仮釈放審理の判断にいかされる仕組みを検討すべきとの意見があった。

#### 新たな措置を実施するための手続について

現行法と同程度の制限度合いの特別遵守事項については，現行法の手続を変更する必要はないと考えられるが，少年鑑別所等に収容する仕組みについては，裁判所がより強く関与するものとするのが考えられるとの意見があった一方で，特別遵守事項の設定には現行法上も裁判所が相当関与しており，新たな措置を導入する場合には現行制度で不十分な点があるのか慎重に検討すべきとの指摘や，裁判所が的確に判断することができる仕組みを構築できるかが問題であるとの意見があった。

## 施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方（中間報告）

### 1 現在行われている取組の現状及び問題点

現在，刑事施設においては特別改善指導が実施されており，保護観察所においては特別遵守事項等で専門的処遇プログラムが実施されているところ，刑事施設における薬物依存離脱指導及び性犯罪再犯防止指導と保護観察所における薬物再乱用防止プログラム及び性犯罪者処遇プログラムとは，別々に開発されたもので指導内容の一貫性が十分ではないこと，施設内処遇から社会内処遇への段階的な処遇が不十分であること等の課題があるとの意見があった。

### 2 現在の問題点を解決するための方策として考え得る事項及び検討課題

処遇内容についての施設内と社会内との一貫性の確保について

#### ア 処遇プログラムの一貫性の確保

問題性の改善に資する処遇を行うための新たな保護観察の手法を構築する中で，刑事施設における特別改善指導及び保護観察所による専門的処遇プログラムをより一貫性のある指導内容にすることを検討すべきとの意見があった。

#### イ 施設内から社会内への段階的な処遇の確保

仮釈放後の保護観察について，更生保護施設での中間処遇の対象の拡大や中間処遇終了後の通所処遇等，密度の異なる段階的な処遇を行う仕組みを検討すべきとの意見があったほか，刑事施設における開放的処遇の拡大を図るべきとの意見があった。

#### ウ 前刑・後刑を通じた処遇間における情報共有のための方策

処遇における成否や保護観察における更生促進要因・再犯リスク等に関する情報について，前刑に係るものも含めて，矯正施設及び更生保護官署で共有する方策を検討すべきとの意見があった。

住居，就労等についての施設外の機関等との連携の確保について

刑事施設における外部通勤作業及び外出・外泊の実施に資するよう，受入先として，更生保護施設や自立準備ホームを活用するとともに，受入れ就労先の環境を整えるなどすべきとの意見があったほか，受入れ側の意向を踏まえつつ受皿確保を積極的に進めるべきとの意見，これら施設等が外部通勤作業及び外出・外泊を受け入れることについて明示的規定を設けるべきではないかとの意見があった。